

○その他介護給付サービス加算 職員の配置状況やご利用者の状況に応じて算定します。

加算項目	単位	利用者負担額			内容
		1割	2割	3割	
看護体制加算 Ⅰロ	4	5円/日	9円/日	13円/日	常勤の看護師1名を配置
看護体制加算 Ⅱロ	8	9円/日	17円/日	25円/日	看護職員数が法定数より1名多く配置
夜勤職員配置 加算Ⅱロ	18	19円/日	37円/日	55円/日	夜勤帯の職員数が法定数より1名多く配置
個別機能訓練 加算	56	58円/日	116円/日	174円/日	機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1人配置。
療養食加算	23	24円/食	48円/食	72円/食	医師の指示による特別食を提供する場合
若年認知症入 所者受入加算	120	124円/日	248円/日	372円/日	若年性認知症利用者に対してサービスを提供した場合
認知症行動・ 心理症状緊急 対応加算	200	207円/日	414円/日	620円/日	認知症の行動・心理症状が認められ、在宅での生活が困難となり、緊急入所した場合 (入所から7日まで)
機能訓練体制 加算	12	13円/日	25円/日	37円/日	機能訓練指導員とは理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員などが該当。
送迎加算	184	190円/日	380円/日	570円/日	利用者の心身の状態、家族等の事情から見て送迎を行うことが必要と認められる。
緊急短期入所 受入加算	90	93円/日	186円/日	279円/日	短期入所介護を緊急に行った場合。
医療連携強化 加算	58	60円/日	120円/日	180円/日	利用者の急変の発見のため、看護職員が定期的に巡視を行った場合。

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 83/1000	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	介護職員の処遇を改善するために、賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算。
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 16/1000	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	介護職員の処遇を改善するために、賃金改善や資質の向上等の取り組みを行っている事業所が対象。

※ 看護体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）は、ユニット型短期入所生活介護（要介護 1～5）利用時に加算されます。介護予防短期入所生活介護（要支援 1・2）利用時には加算されません。

※ 夜勤職員配置加算は、短期入所生活介護（要介護 1～5）利用時に加算されます。介護予防短期入所生活介護（要支援 1・2）利用時には加算されません。